

もらえる・戻る お金の手続きチェックリスト

出産後に職場復帰する方

妊娠中

□ 妊娠の届出

母子健康手帳と一緒に約14回分の妊娠健診の補助券(名称は各自治体によって異なります)を受け取ります。

□ 傷病手当金の確認

※勤務先の健康保険加入者

業務外の病気で勤務先を連続3日以上休み、さらに無給または給与が減額される休みが発生した場合に申請します(休業4日目以降について、給与の3分の2程度の額が支給されます)。

□ 出産育児一時金の手続き

子ども一人につき、出産費用として42万円が加入している健康保険から支払われます。多胎児の場合は人数分、妊娠4ヶ月(85日)以降の流産や死産も支給の対象となります。健康保険から直接産院に支払ってくれる制度で、退院時の支払いは42万円を差し引いた額となります。費用が42万円未満の場合は、申請をすれば差額を受け取ることができます。支払いには直接支払制度と受取代理制度の2つの制度があるので、出産を予定している産院がどちらを採用しているのか、前もってチェックしておき、必要があれば申請しておきましょう。

□ 医療費控除の準備

生計を同一とする家族全員の1年間(1月~12月)の医療費が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額の5%の金額)を超えた場合、確定申告することで所得税の一部が還付される場合があります。控除対象となる費用の領収書や健康保険からの「医療費のお知らせ」を大切に保管しておきましょう。

□ 高額療養費の申請

帝王切開、吸引分娩、鉗子分娩など、異常分娩とされる出産になった場合は、「治療」となるため医療費の分類となり、健康保険(3割負担)が適用されます。そして1ヶ月の医療費が自己負担上限額を超えた場合は制度の対象となり、超えた分の金額が健康保険から給付されます。

□ 出産手当金の確認

産休中で収入が減る場合、会社で加入している健康保険から支払われる月額の3分の2程度の金額が支払われます。

妊娠中

□ 育児休業給付金の申請

雇用保険に加入している場合、子どもが1歳になるまでの(条件により2歳まで延長可能)育児休業期間中に支給されます。受給要件を満たしていれば、最初の6ヵ月間は概算で月給の67%、それ以降は50%程度の額を受給できます。申請は勤務先が行うことが一般的で、振り込みを受ける口座の通帳のコピーなどを勤務先へ提出します。

□ 出生届の準備

医師または助産師に、出生証明書および母子健康手帳に記載してもらいましょう。産院でしか記載できないので、忘れないようにしましょう。

□ 児童手当の確認

出産後すぐ(15日以内)に手続きを行うため、自分の住んでいる地域の児童手当の手続き方法について確認しておきましょう。

□ 乳幼児医療費助成の確認

自分の住んでいる地域の制度内容や、手続きに必要なものを確認しておきましょう。

□ 出産手当金申請の準備

産休中の期間について、給料の約3分の2程度が支給されます。産院で申請書に出産日などの証明をしてもらいましょう。※出産後に、産後休業の期間も含めて、まとめて請求するのが一般的です。

□ 出生届の提出

自分の住んでいる地域で、出生日を含めて14日以内に行う必要があります。

□ 赤ちゃんの健康保険加入手続き

□ 出産育児一時金の手続き (申請を行った方)

分娩費用と出産育児一時金(42万円)の差額を清算します。分娩費用が42万円を超過した場合は超過分を産院で支払います。下回った場合は加入している健康保険へ申請を行うと差額を受け取ることができます。

出産
産後

産後

□ 出産育児一時金の手続き

(申請を行っていない方)

産院に直接分娩費用を支払い、出産後すぐ加入している健康保険に申請をしましょう(期限は、出産翌日から2年内です)。

※一定の産院は40万4千円です。加入している健康保険組合によっては、さらに上乗せの給付がある場合があります。

□ 児童手当の申請

出産後すぐ(15日以内)、自分の住んでいる地域で行います。出生届と同時に使うと安心です。

□ 乳幼児医療費助成の申請

赤ちゃんの健康保険加入後に申請します。乳幼児医療証を交付してもらいましょう(保険証が届く前でも申請できる自治体もあります)。

□ 出産祝い金の申請

自治体によっては、申請すると出産祝い金を受け取ることができます(多くの場合、申請できる期間は出産後1年内です)。その他にも子育て支援として、助成券やクーポンを発行している自治体もあるため、確認してみましょう。

□ 出産手当金の申請

産後57日以降に、申請書を勤務先に提出します。期限は産休開始翌日から2年内です。

□ 確定申告

(医療費控除)

例年2月16日~3月15日を目安に、年によって申告時期が定められます。還付のみなら2月14日以前でも可能です。

*会社でもらえる祝い金やご自身で加入中の保険の内容も確認してみましょう。